

### 住宅用家屋証明申請書

- |            |   |   |   |
|------------|---|---|---|
| 租税特別措置法施行令 | } | (ア) 第41条<br>特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外<br>(a) 新築されたもの<br>(b) 建築後使用されたことのないもの<br>特定認定長期優良住宅<br>(c) 新築されたもの<br>(d) 建築後使用されたことのないもの<br>認定低炭素住宅<br>(e) 新築されたもの<br>(f) 建築後使用されたことのないもの<br>(イ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)<br>(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの<br>(b) (a) 以外 | } |
|------------|---|---|---|

の規定に基づき、下記の家屋 [ 年 月 日 { (ウ) 新築 (エ) 取得 } ] がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者の住所	
申請者の氏名 (持分)	
家屋の所在地	
家屋番号	
取得原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
床面積	m <sup>2</sup>
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
建築年月日 (新築の場合は、記入不要)	年 月 日
工事費用の総額 (イ)(a)の場合に記入)	円
売買価格 (イ)(a)の場合に記入)	円

代理人	住所	TEL ( )	氏名	

備考1 特定認定長期優良住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号イに掲げる住宅で住宅用家屋に該当するものをいう。  
 2 認定低炭素住宅とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第2条第3項に規定する低炭素建築物で住宅用の家屋に該当するものをいう。

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (ア) 第41条
    - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
      - (a) 新築されたもの
      - (b) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
      - (c) 新築されたもの
      - (d) 建築後使用されたことのないもの
    - 認定低炭素住宅
      - (e) 新築されたもの
      - (f) 建築後使用されたことのないもの
  - (イ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
    - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
    - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 [ 年 月 日 { (ウ) 新築 } { (エ) 取得 } ]  
 がこの規定に該当するものである旨を証明します。

記

申請者の住所	
申請者の氏名 (持分)	
家屋の所在地	
家屋番号	
取得原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

上記のとおり証明します。

年 月 日

埼玉県坂戸市長



備考1 特定認定長期優良住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号イに掲げる住宅で住宅用家屋に該当するものをいう。

2 認定低炭素住宅とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第2条第3項に規定する低炭素建築物で住宅用の家屋に該当するものをいう。